

◆市役所代表番号◆

☎ 58-2111 (伊奈庁舎・谷和原庁舎共通)

※旧谷和原村役場の番号(☎ 52-3141)にかけてもつながりますが、谷和原庁舎への直通電話ではありません。(最初に伊奈庁舎の電話交換室につながり、その後各課に転送されます。)

お知らせします

不審者に  
ご注意ください

市内において、市職員を装い上下水道料金などの公共料金を請求している不審者がいると通報を受けています。

また、職員を装った詐欺や悪質な訪問販売などが他市町村で多発しております。

市職員が訪問する際には、必ず名札を着用し、身分証明書を所持しています。不審に思われる場合は、必ず身分のご確認をされるとともに担当課へお問い合わせをお願いします。

水道事業所水道課

☎ 52-6100 (直通)

小絹水処理センター下水道課

☎ 52-3939 (直通)

日用品の無料配布に  
ご注意ください

高齢者が業者に「無料で日用品をあげます」と近所の民家や販売会場に連れていかれ、高額な布団や健康器具などを契約させられたという苦情が県南地域でも発生しています。十分に注意し慎重に対応しましょう。もし被害に遭ったときは問い合わせ先までご連絡ください。

問 消費生活センター取手分室  
☎ 0297-73-1151

配偶者暴力防止法の  
改正について

配偶者暴力防止法が平成20年1月11日から変わります。

保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務などを定めた、配偶者暴力防止法の一部改正法が、平成19年の通常国会で成立し、7月11日に交付されました。

▼改正の主な内容

- 1 保護命令制度の拡充
- ① 生命または身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令

- ② 電話などを禁止する保護命令
- ③ 被害者の親族などへの接近禁止命令

2 市町村基本計画の策定の努力義務 など

内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイト (<http://www.gender.go.jp/e-vaww/index.html>) を開設しています。

問 伊奈庁舎児童福祉課

☎ 58-2111 (内線1163)

製造事業所の皆様へ  
工業統計調査のお知らせ

経済産業省では、工業統計調

査を平成19年12月31日現在で実施します。

工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的としています。

調査の実施に当たっては、12月から平成20年1月にかけて調査員がお伺いします。調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

※本年の調査より、調査事項の一部を改正しましたので、調査票の記入についてはご注意ください。

問 伊奈庁舎企画政策課

☎ 58-2111 (内線1241)

家屋を取り壊した  
ときはご連絡を!

固定資産税は、1月1日に、土地・家屋を所有している方に1年分の税金が課税されます。

そのため、年内に家屋(居宅・店舗・倉庫・物置・車庫・外便所など)を取り壊し(一部取り壊しを含む)ても、年内中に連絡がない場合には、来年度も引き続き課税されたままとなります。取り壊した家屋への課税を防ぐためにも、取り壊しをした場

合には、すぐにご連絡ください。連絡後、職員が確認に伺います。

問 伊奈庁舎税務課固定資産税係  
☎ 58-2111  
(内線1136・1137)

「落とし物など」の  
取り扱いが変わります

12月10日から遺失物法が変わります。主な変更点は次のとおりです。

▼持ち主の分からない落とし物や忘れ物は、3か月を経過すると拾った方がその物件を引き取ることができません。

▼落とし物や忘れ物が県警のホームページで公表され、探しやすいくなります。

▼動物愛護法による引き取りの対象となった「所有者が判明しない犬または猫」については、遺失物法の対象外となり、県などが引き取ることとなります。

▼携帯電話やカード類など個人情報が入った物については、拾った方が所有権を取得できないこととなります。  
※落とし物や忘れ物をしたり、拾ったりした場合は、警察署または交番・駐在所にお届けください。

問 常総警察署  
☎ 22-0110